

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和44年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | |
|---|---|--|--------------------|--|-------------------|---------------------------------------|--------------------------------|--|-----|------------------------------------|
| (授業料等の納付を要しない者) 第14条 [略] | (授業料等の納付を要しない者) 第14条 [略] <u>(授業料の免除の申請をした者等に係る授業料の納付)</u> 第15条 条例第6条第4項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。 〇— <table border="1" data-bbox="831 808 1460 1581"><tr><td>条例第6条第3項の申請をした者で、同項に規定する審査の結果、免除を受けることができなかったもの</td><td>条例第6条第1項に規定する額の授業料</td><td>第20条第1項の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月を超過する日又は条例第6条第2項の規定により授業料を納付すべき月の末日のいずれか遅い日まで</td></tr><tr><td>授業料の一部の免除の決定を受けた者</td><td>授業料の免除の額と条例第6条第1項に規定する額との差額に相当する額の授業料</td><td>第22条の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内</td></tr></table> <u>(入校料の免除の申請をした者に係る入校料の納付)</u> 第16条 条例第9条第3項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる入校料について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。 〇— <table border="1" data-bbox="831 1816 1460 2047"><tr><td>条例第9条第2項の申請をした者で、同項に規定する審査の結果、免除を受けることがで</td><td>入校料</td><td>第20条第1項の規定による校長の通知を受けた日から起算して15日以内</td></tr></table> | 条例第6条第3項の申請をした者で、同項に規定する審査の結果、免除を受けることができなかったもの | 条例第6条第1項に規定する額の授業料 | 第20条第1項の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月を超過する日又は条例第6条第2項の規定により授業料を納付すべき月の末日のいずれか遅い日まで | 授業料の一部の免除の決定を受けた者 | 授業料の免除の額と条例第6条第1項に規定する額との差額に相当する額の授業料 | 第22条の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内 | 条例第9条第2項の申請をした者で、同項に規定する審査の結果、免除を受けることがで | 入校料 | 第20条第1項の規定による校長の通知を受けた日から起算して15日以内 |
| 条例第6条第3項の申請をした者で、同項に規定する審査の結果、免除を受けることができなかったもの | 条例第6条第1項に規定する額の授業料 | 第20条第1項の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月を超過する日又は条例第6条第2項の規定により授業料を納付すべき月の末日のいずれか遅い日まで | | | | | | | | |
| 授業料の一部の免除の決定を受けた者 | 授業料の免除の額と条例第6条第1項に規定する額との差額に相当する額の授業料 | 第22条の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内 | | | | | | | | |
| 条例第9条第2項の申請をした者で、同項に規定する審査の結果、免除を受けることがで | 入校料 | 第20条第1項の規定による校長の通知を受けた日から起算して15日以内 | | | | | | | | |

(授業料の免除)

第15条

[略]

(免除の額)

第16条 免除する授業料の額は、原則として第1期分、第2期分又は第3期分の授業料についてその全額又は半額とする。ただし、前条の規定に該当するときは、授業料の年額の12分の1に相当する額に除籍された日の属する月の翌月（除籍された日が月の初日の場合は、当該月）から第1期、第2期又は第3期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(免除の申請)

第17条 第15条の規定に該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者（次条及び第19条において「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料免除申請書に市町村長が発行する所得に関する証明書その他校長が定める書類を添え、原則として、次の各号に掲げる授業料の区分に応じ、当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。

(1) 新入校生の入校した日の属する期に係る授業料 入校の日

(2)～(4) [略]

(免除の決定及び通知)

第18条 校長は、前条の授業料免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、授業料を免除することが適当と認めるときは免除及び免除の額を決定し、授業料免除決定通知書により申請者に通知し、授業料を免除することが不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、授業料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 校長は、第15条の規定に該当する者があるときは、免除す

きなかったもの

入校料の一部の免除の決定を受けた者

入校料の免除の額と入校料の額との差額に相当する額の入校料

(授業料及び入校料の免除)

第17条 条例第11条に規定する経済的理由によって授業料及び入校料の納付が困難であり、かつ、高い修業意欲を有すると認められる者は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の授業料等減免対象者に相当する者とする。

2 [略]

(免除の額)

第18条 免除する授業料の額は、原則として第1期分、第2期分又は第3期分の授業料についてその全額、3分の2又は3分の1とする。ただし、前条第2項の規定に該当するときは、授業料の年額の12分の1に相当する額に除籍された日の属する月の翌月（除籍された日が月の初日の場合は、当該月）から第1期、第2期又は第3期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

2 免除する入校料の額は、その全額、3分の2又は3分の1とする。

(免除の申請)

第19条 第17条第2項の規定に該当する場合を除き、授業料及び入校料（以下「授業料等」という。）の免除を受けようとする者（次条から第22条までにおいて「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料等免除申請書に市町村長が発行する所得に関する証明書その他校長が定める書類を添え、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。

(1) 入校料及び新入校生の入校した日の属する期に係る授業料 入校の日

(2)～(4) [略]

(免除の決定及び通知)

第20条 校長は、前条の授業料等免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、授業料等を免除することが適当と認めるときは免除及び免除の額を決定し、授業料等免除決定通知書により申請者に通知し、授業料等を免除することが不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、授業料等免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 校長は、第17条第2項の規定に該当する者があるときは、

る授業料の額を決定し、当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

(免除の取消し)

第19条 前条第1項の規定による授業料の免除の決定の通知を受けた申請者が虚偽の申請をした事実が判明したときは、校長は、当該免除の決定を取り消すものとする。

(補則)

第20条 [略]

附 則

1～7 [略]

8 入校検定料等の免除を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、別に定める様式による入校検定料免除申請書、入校料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書(以下「申請書」という。)に前項各号(平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあつては、第2号を除く。)のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

免除する授業料の額を決定し、当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

(免除の取消し及び通知)

第21条 前条第1項の規定による授業料等の免除の決定の通知を受けた申請者が虚偽の申請をした事実が判明したとき、又は 条例第4条に規定する退校若しくは第11条に規定する停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたときは、校長は、当該免除の決定を取り消し、当該申請者又は当該申請者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

(免除の決定の効力の停止及び通知)

第22条 第20条第1項の規定による授業料の免除の決定の通知を受けた申請者が第17条第1項に規定する要件を欠くこととなったとき、第11条に規定する停学(3月未満の期間のものに限る。)又は戒告の処分を受けたときその他授業料を免除することが適当でない事実が生じたときは、校長は、当該免除の決定の効力を停止し、当該申請者又は当該申請者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

(補則)

第23条 [略]

附 則

1～7 [略]

8 条例附則第5項の規定により入校検定料又は寄宿舎料の免除を受けることができる者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情によって、条例第11条の規定による授業料等の免除を受ける者に準ずる程度に修業が困難になったと認められる者とする。

9 入校検定料等の免除を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、別に定める様式による入校検定料免除申請書、入校料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書(以下「申請書」という。)に、条例附則第4項の規定による免除にあつては附則第7項各号(平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあつては、第2号を除く。)のいずれかの被害を受けたこと、条例附則第5項の規定による免除にあつては前項に規定する者に該当することを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行し、この規則による改正後の職業能力開発校条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第17条及び第18条の規定は、令和2年度以後の年度分の授業料又は同年4月1日以後に入校を許可された者に係る入校料について適用する。
- 2 職業能力開発校条例の一部を改正する条例（令和2年岩手県条例第32号。以下「一部改正条例」という。）附則第2項の従前の例によることができる場合は、次に掲げる場合とする。この場合において、授業料の納付期間については、改正後の規則第15条の規定を準用する。
 - (1) 一部改正条例附則第2項に規定する者が、一部改正条例による改正後の職業能力開発校条例第11条の規定による授業料の免除を受けることができない場合
 - (2) 一部改正条例附則第2項に規定する者に係る改正後の規則第18条第1項の規定による授業料の免除の額がこの規則による改正前の職業能力開発校条例施行規則第16条の規定による授業料の免除の額より少なくなる場合